

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第32号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 9. 7.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

在外選挙管理委員会案内

■ 在外選挙管理委員会の設置

- 設置期間：在外選挙が実施される時ごとに選挙日前180日から選挙日後30日まで
 - ※ 2012年 第19代国会議員選挙・第18代大統領選挙：2011.10.14.～2013.1.18.
- 設置単位：「大韓民国在外公館設置法」第2条に伴う公館(第3条の分館または出張所含む、領事事務を遂行しなかったり領事管轄区域がない公館および領事管轄区域の中に公館事務所が設置されなかった公館除外)

■ 在外選挙管理委員会委員

- 資格：大韓民国国会議員選挙権を持ち、政党の党員でない者。
 - ※在外投票管理官は委員になれない。
- 構成：定数は奇数で構成、中央選挙管理委員会が指名する2名以内の委員、国会交渉団体政党が推薦する各1名、公館の長または公館の長が公館員の中で推薦する1名を中央選挙管理委員会が委員として委嘱

■ 在外選挙管理委員会任務

- 在外投票所設置場所と運営期間などの決定・公告
- 在外投票所の投票管理
- 在外投票所の投票事務員委嘱および※投票参観人選定
(※投票参観人:投票事務の執行に立会する人)
- 在外投票管理官が行う選挙管理事務監督
- 選挙犯罪予防および取り締まりに関する事務
- その他に在外投票管理官が必要だと認め、在外選挙管理委員会に付議する事項



在外選挙関連資料は[在外選挙ホームページ\(http://ok.nec.go.kr\)](http://ok.nec.go.kr)を参考にして下さい！